

厚生労働省社会・援護局長
鈴木 俊彦 様

平成26年9月22日

大阪府福祉部長 酒井 隆行

セーフティネット支援対策等事業費補助金等に関する緊急要望について

厚生労働省におかれましては、平素より、本府福祉行政の推進に格段のご支援、ご理解及びご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、セーフティネット支援対策等事業費補助金は、国民にとっての「最後のセーフティネット」である生活保護の適正な運営、福祉人材の養成・確保、地域社会の支えを必要とする要援護者の支援など、まさに地域社会のセーフティネットを支える重要な事業を補助対象とするものであります。

しかしながら、平成26年8月8日付け事務連絡「平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の事前協議の結果について（回答）」でお知らせいただいた、平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金事前協議に係る審査結果（以下「平成26年度分審査結果」という。）では、特に、法定受託事務である生活保護の適正な運営に係る経費について、国庫補助事前協議額から、大幅に減額されております。

このうち、関係職員等研修・啓発事業におきまして、従来は補助率10分の10で補助対象として頂いておりました参考図書購入費が、一部、他事業に差し替えられた経費を除き、今回は、全額が補助対象外とされました。補助対象外となった参考図書購入費には、生活保護手帳及び同別冊問答集など、生活保護に係る業務を行う上で必要不可欠な必携図書の購入費も含まれており、生活保護に係る業務を適正に行う上で、大いに支障を来します。

また、業務効率化事業におきましては、従来補助率10分の10で補助対象として頂いておりました生活保護システムの改修等に要する経費（ソフトウェアの更新に要する経費など）が補助率2分の1に、補助率2分の1で補助対象として頂いておりました生活保護業務に使用する機器更新に要する経費、保守料及びリース料等が補助対象外とされました。生活保護システムは、生活保護業務を効率的に実施する上で、必要不可欠なツールとなっております。国において適切な予算措置がなされなければ、生活保護に係る業務の適切かつ効率的な実施に大いに支障を来します。

上記2事業に要する経費は、いずれも生活保護業務を実施する上で必要不可欠な経費であり、国の責任において十分な予算を確保されるべきものと考えます。

さらに、その他適正化事業におきましては、従来は補助率10分の10で補助対象として頂いておりました生活保護ホットライン事業が補助対象外とされました。同事業については、平成26年6月24日付けでいただいた確認事項においては、補助対象とすることを前提としたご指摘を頂いておりましたが、

事前に何らのご連絡も無く、唐突に補助対象外とされました。同事業は従来から補助対象として頂いておりましたことから、自治体においては、既に人員を雇用して事業を実施しており、自治体が現時点で事業を中止することや、独自に予算を確保することは困難です。さらに、突然に方針を変更されるようなご対応は自治体側に一層の混乱を生じさせるものです。

補助対象外とされた経費については、各自治体において予算を確保するようご指示いただいているところですが、自治体において年度途中から新たな予算を確保することは極めて困難です。そもそも、生活保護は国の法定受託事務として自治体において実施されるものであり、生活保護の適正な運営に要する経費は、国の責任で確保されるべきです。

上記事業は、いずれも生活保護の適正かつ効率的な運営に貢献し、生活保護業務の根幹を支えています。この実施に支障を来すことは、生活保護業務全般に悪影響を与え、引いては、各自治体の住民に対してご迷惑をかける事態にもなりかねません。

一方、今回の事務連絡においては、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等）」にて、不足額を補う旨お示しを頂いている事業もありますが、同基金自体が、今年度（平成26年度）限りで廃止される旨、お聞きしておりますことから、平成27年度以降、どのようにして必要な財源が確保されるのか、自治体におきましても大きな不安を抱いているところであります。

また、同基金により実施しております「生活福祉資金相談等体制整備事業」をはじめとする各事業は、何れも、平成27年度から施行される「生活困窮者自立支援法」と密接な連携が求められる事業であると存じますが、「住宅支援給付」など、平成27年度から施行される「生活困窮者自立支援法」に移行するとされる事業を除いては、平成27年度以降どのような取扱いとなるのか、先ほどと同様に、自治体におきましても大きな不安を抱いているところであります。

厚生労働省におかれましては、上記で述べました内容はもとより、別紙「平成26年度審査結果において補助対象外等とされた経費について」の内容を十分ご斟酌頂きますようお願いいたしますと共に、下記1から3の3点についてご対応くださいますよう、緊急要望いたします。

記

- 1 関係職員等研修・啓発事業における生活保護手帳等参考図書購入経費、業務効率化事業における生活システムの改修、機器更新、保守及びリースに要する経費、生活保護ホットライン事業に要する経費について、今年度も従来通り補助対象としていただくと共に、今年度の予算の不足分は、補正予算等により、国において責任を持って確保してください。
- 2 平成27年度に向けては、新たな補助金体系の見直しを図るため、抜本的な整理統合を行うとのことですが、整理統合を行うとしても、生活保護業務の性質及び生活保護業務の適切かつ効率的な実施の観点から、必要な予算を国において責任を持って確保していただくと共に、平成27年度の交付方針

等については、各自治体における予算編成に支障を来さないよう、平成26年度中のなるべく早い時期に明らかにしてください。

- 3 「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等）」に基づき実施している、「生活福祉資金相談等体制整備事業」をはじめとする各事業は、平成27年度の「生活困窮者自立支援法」の円滑な施行に必要不可欠なものであることから、同基金の廃止後も、各事業の実施に必要となる財源については、引き続き、全額国の負担において措置してください。

以上

別紙

平成26年度審査結果において補助対象外等とされた経費について

1 「関係職員等研修・啓発事業」の参考図書購入費について

標記経費は、生活保護手帳及び同別冊問答集など、法定受託事務たる生活保護制度の実施に際し、必要不可欠な必携図書を購入するための経費です。

とりわけ、生活保護制度全体が体系的にまとめられた生活保護手帳及び同別冊問答集は生活保護制度に係る事務を適切に行う上で欠かせないものであり、厚生労働省が実施される厚生労働省生活保護法施行事務監査においても、監査官から、生活保護制度に係る事務を適切に実施するため、査察指導員及び現業員一人につき一冊ずつ揃えるよう、従来よりご指導を頂いているところであります。

また、生活保護手帳を始めとする必携図書については、法定受託事務たる生活保護制度の実施に際して必要な物品であることから、その購入経費は国において負担されることを担保として予算計上を認められている自治体もあるため、補助対象としていただかなければ、購入することができません。

さらに、平成25年度には生活保護法の改正に伴い、生活保護法本文、施行規則等のもとより、就労自立給付金や第三者行為求償の創設、制度全体が大きく変わっております。このような場合、実施機関において事務の執行に当たっている査察指導員及び現業員等が適切にその内容を理解するためには、その変更内容を反映した、最新の必携図書が必要です。生活保護手帳及び同別冊問答集のように制度全体を体系的にまとめられた必携図書が無ければ、疑問点や確認事項が生じると共に、査察指導員や現業員が他の方法で調べる必要が生じ、事務の停滞を招くと共に、査察指導員及び現業員等の負担を一層増加させる恐れが強く懸念されます。

以上のような観点から、法定受託事務たる生活保護制度に係る事務を適切に実施するため、生活保護手帳及び同別冊問答集をはじめとする参考図書購入経費は、国において予算を確保していただきますようお願いいたします。

2 「業務効率化事業」における電算システム関連経費について

生活保護に係る事務の実施に際し、事務を適切かつ効率的に実施するため、生活保護システムは必要不可欠なツールとなっております。

平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金事前協議においては、交付要綱上定められた業務効率化事業の補助率は2分の1であり、補助率10分の10と認める経費は想定していないとされておりますが、平成25年度までは、概ねソフトウェアの更新等に要する経費は補助率10分の10、機器の更新等に要する経費は補助率2分の1と判断されておりました。しかし、平成26年度においては、前者が補助率2分の1、後者が補助対象外と判断されております。

生活保護システムの改修等に要する経費は、国において負担されることを担保として予算計上を認められている自治体もあるため、補助対象としていただかなければ、生活保護システムのソフトウェアの改修や機器の更新等が適切に

実施されない可能性があり、事務の適切かつ効率的な実施に支障を来す恐れが強く懸念されます。とりわけ、機器の更新等に要する経費はソフトウェアの改修に比して多額となることが多く、自治体側が独自の経費で対応できない可能性が極めて高い状況です。

以上のような観点から、法定受託事務たる生活保護制度に係る事務を効率的に実施するため、生活保護システムのソフトウェアや機器の改修及び更新等に要する経費については、国において予算を確保していただきますようお願いいたします。

3 「その他適正化事業」における生活保護ホットライン事業に要する経費

生活保護ホットライン事業は、警察官OBなどを雇用し、生活保護費の不正受給の防止、生活保護受給者を対象とした貧困ビジネスの防止及び生活保護を受給していない生活困窮者の情報収集等を行うことで、生活保護の適正な実施を図る事業であり、生活保護費の不正受給等に係る問題や生活困窮者の窮状が国民間で大きな関心事となっている近年、その意義や重要性はますます高まっております。

また、実施機関における現業員の日常業務の負担や調査能力を考慮すれば、警察官OBを雇用して実施されている同事業は、福祉事務所における生活保護業務の適正かつ効率的な実施に、大いに貢献しているものと考えられます。

厚生労働省におかれては、同事業について、従来から補助率10分の10で補助対象としていただきました。平成26年度についても、従来の方針を変更されることについて、事前にご連絡は無く、事業内容そのものは補助金の趣旨及び目的に合致しているものと考えております。そして、事前協議書の提出後、平成26年6月24日付けでいただいた確認事項においても、補助対象とすることを前提とした指摘が行われておりました。しかしながら、平成26年7月18日付けで厚生労働省よりいただいたご連絡により、唐突に補助対象外とされました。

補助対象外とされた理由について、「補助金を活用せずに同様の事業を実施している自治体が存在する中、一部の自治体のみ補助を行うことは難しい」とお示しいただきましたが、補助金の協議を行うか否かは自治体の判断に任されており、補助金を活用していない自治体においては、補助金の協議を行わないことを自ら選択されて、自主事業として実施されているものと考えます。

自治体において、他の自治体の事情を事前に全て把握した上で事業を実施することは極めて困難であり、同様に、厚生労働省が補助金の審査段階において他の自治体の事情を理由として補助対象外と判断すると事前に把握することも極めて困難です。

このように、自治体が事前に予見できない事情を以って補助対象外と判断されることは妥当性を欠くものと考えます。

特に、同事業は従来から補助対象と認められてきただけでなく、平成26年度の審査においても、中途までは補助対象とすることを前提として指摘が行われております。年度の途中で突然方針変更されることは自治体の事業運営を不安定にし、著しい混乱を生じさせるものでありますので、直ちに方針を改め、補助対象としていただきますようお願いいたします。